東京海上日動

重要事項説明書

特殊な団体傷害保険

ケガ

本冊子は「特殊な団体傷害保険」の重要事項説明書です。
ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
必ず最後までお読みいただき、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。
※ご契約によってはお選びいただけない特約・払込方法等があります。
※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「特殊な団体傷害保険の約款」をご参照ください。
※約款の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkankyotsu.html）にてご参照いただけます。

［ マークのご説明 ］ 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1 特殊な団体傷害保険の商品の仕組み 契約概要

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。
※自動セットされる特約等も含め、ご契約の特約は申込書等でご確認ください。
その他の特約は「特殊な団体傷害保険の約款」をご参照ください。

●基本となる補償

「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合を、
特定の活動中や施設の管理下中等に限定して補償します。

行事（レクリエーション）参加者の傷害危険担保契約

施設入場者の傷害危険担保契約

シルバー人材センター団体傷害保険

PTA団体傷害保険

学校契約団体傷害保険

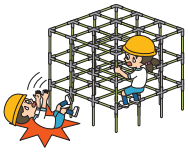

留守家庭児童団体傷害保険

交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約

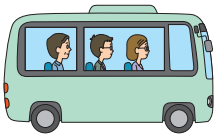

老人クラブ団体傷害保険

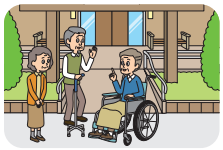

＋

●補償内容を追加する主な特約

往復途上傷害危険担保特約＊1
住居との往復途上におけるケガや熱中症についても補償します。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約＊2
特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。

＊1　「行事（レクリエーション）参加者の傷害危険担保契約」「施設入場者の傷害危険担保契約」のみセット可能です。
＊2　「学校契約団体傷害保険」のみセット可能です。なお、本特約は学校の管理下に限らず、24時間補償となります。

[各商品の概要および保険の対象となる方]

① 行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約

概要	申込書等に記載の行事*1に参加している間*2に保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 ※行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約には、包括契約を除き「行事の順延に関する特約」が自動セットされ、悪天候等により行事が順延となった場合、当初の開催日から1か月以内であれば保険期間が自動的に変更されます。 *1 興行として行われる行事や宿泊を前提とする行事等は含まれません。 *2 行事に参加している間とは、行事参加のために集合した時から解散するまでで、かつ、責任者の管理下にある期間をいいます。
保険の対象となる方	申込書等に記載の行事に参加している方全員*3 *3 行事参加者の一部として行事に参加する団体単位の契約も可能です。

② 施設入場者の傷害危険担保契約

概要	申込書等に記載の施設*1内において保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 施設には、スポーツジムや野球場等の運動施設の他、動物園や美術館等の観覧施設等も含みます。ただし、塀等で区分されていない施設や入口が特定されていない施設等は含みません。
保険の対象となる方	申込書等に記載の宿泊を伴わない施設の利用者*2全員 *2 病院・キャンプ場等の利用者については、宿泊を伴う施設でも契約が可能です。

③ シルバー人材センター団体傷害保険

概要	シルバー人材センター等の提供した仕事に従事中*1*2等に保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 仕事場所と住居との往復途上や仕事場所間の移動中を含みます。 *2 保険の対象となる方の住居で仕事に従事する場合は対象となりません。
保険の対象となる方	ご契約者であるシルバー人材センター等に登録された正会員全員

④ PTA団体傷害保険

概要	PTAの管理下でPTA行事*1に参加している間*2に保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。 *2 PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます。
保険の対象となる方	学校や保育所等のPTA単位で以下の方全員とします。 ・PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒 ・PTA会員の同居の親族 ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

⑤ 学校契約団体傷害保険

概要	学校*1*2の管理下中に保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 学校教育法に定める学校もしくは学習塾、保育所または児童福祉法に定める施設等をいいます。 *2 大学院、自動車教習所、児童自立支援施設および通信教育による学校等は含みません。
保険の対象となる方	申込書等に記載の学校に所属する園児、児童、生徒または学生全員

⑥ 留守家庭児童団体傷害保険

概要	留守家庭児童を預かる施設*1の管理下*2中に保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 学習塾、スポーツクラブ等の施設は含みません。 *2 留守家庭児童を預かる施設と住居との往復途上を含みます。
保険の対象となる方	申込書等に記載の留守家庭児童を預かる施設に登録された留守家庭児童全員

⑦ 交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約

概要	申込書等に記載の交通乗用具*1搭乗中に保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 自動車・電車・船舶等をいい、航空機・ウインドサーフィン・一人乗り自転車等は含みません。
保険の対象となる方	申込書等に記載の交通乗用具に搭乗している方全員

⑧ 老人クラブ団体傷害保険

概要	老人クラブの管理下で行事*1に参加している間*2に保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。 *1 国内において老人クラブが主催または共催し、老人クラブの総会、例会等、老人クラブの会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。 *2 老人クラブ行事の開催場所と住居との往復途上を含みます。
保険の対象となる方	老人クラブごとに登録された会員全員

2 基本となる補償および保険金額の設定等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象となる方が上記１の［各商品の概要および保険の対象となる方］に記載のケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、基本となる補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

●保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。
詳細は、「特殊な団体傷害保険の約款」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの　等
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。	
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*5を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	

*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。
*5 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

② 保険金額等の設定 契約概要

各保険金額・日額は商品の種類等に応じた引受けの限度額があります。実際にご契約される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

(金融庁ホームページ)

③ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

商品の種類	保険期間	補償の開始・終了時期
行事(レクリェーション)参加者の傷害危険担保契約	1年以内	始期日の午前0時から満期日の午後12時まで
施設入場者の傷害危険担保契約		
シルバー人材センター団体傷害保険	1年間*1	始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)から満期日の午後4時まで
PTA団体傷害保険		
学校契約団体傷害保険	1年以内	
留守家庭児童団体傷害保険	1年間	
交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約	1年以内	
老人クラブ団体傷害保険	1年間	

*1 例外的に、保険期間を1年以内にできる場合があります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約の保険金額、適用される割増引等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件（保険金額等）を選択した場合の保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

※保険料の割増引率については弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

② 割増引制度

以下のような割引制度等がありますので、該当するものがないか十分ご確認ください。なお、保険料の割増引率については弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

割引名称	該当商品	適用条件
団体割引	行事（レクリエーション）参加者の傷害危険担保契約	始期日時点での１日あたり被保険者数*1が50名以上であり、ご契約の保険料が弊社の定める基準以上であること。
	施設入場者の傷害危険担保契約	
	交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約	始期日時点での交通乗用具の台数が20台以上であり、ご契約の保険料が弊社の定める基準以上であること。

*1 日数が２日以上の場合、期間中に見込まれる被保険者数の平均人数をいいます。

③ 保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

主な払込方法は以下のとおりです。※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払
金融機関での口座振替*1	○
請求書（銀行等での振込み）	○
直接集金	○

※口座振替の場合、始期日の属する月の翌月に請求します。
※口座振替または請求書により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。
※直接集金の場合、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。
※ご契約時に暫定保険料をお支払いいただくご契約について、保険期間終了後に暫定保険料と確定保険料との過不足を精算させていただく場合があります。確定保険料が最低保険料*2を下回るときは、暫定保険料と最低保険料*2の差額を返還します。

*1 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。
弊社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合は、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。
*2 実際にご契約いただく保険の最低保険料については代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は保険証券に記載の払込期日*1までに払込みください。金融機関での口座振替の場合は払込期日の翌々月末*2、請求書の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときは、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります（直接集金の場合、払込猶予はありません。）。

*1 初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は、原則として次のとおりです。
- 金融機関での口座振替による払込みの場合:始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）
- 請求書による払込みの場合:始期日の属する月の翌月末

*2 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

4 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務 注意喚起情報

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
被保険者数*1、他の保険契約等*2を締結されている場合はその内容が告知事項となります。

*1 「行事（レクリエーション）参加者の傷害危険担保契約」「施設入場者の傷害危険担保契約」「交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約」の包括契約または「学校契約団体傷害保険」「留守家庭児童団体傷害保険」の準記名式契約の場合のみ告知事項となります。
*2 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができないときがあります。

2 クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

注意喚起情報

特殊な団体傷害保険は保険期間が１年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険のご契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。
被保険者数*1が通知事項となります。

*1 「行事（レクリエーション）参加者の傷害危険担保契約」「施設入場者の傷害危険担保契約」「交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約」の包括契約または「学校契約団体傷害保険」「留守家庭児童団体傷害保険」の準記名式契約の場合のみ通知事項となります。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況等によっては、次回以降の契約の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

  ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

  ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

  ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

  ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

  ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

  ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

  詳しくは、弊社ホームページ
  (www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*1まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項

注意喚起情報

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - 弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

付帯サービス

・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
・サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

•デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
- 法律相談：午前10時～午後6時
- 税務相談：午後2時～午後4時
- 社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
- 暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、弊社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

「特殊な団体傷害保険の約款」の提供方法について、「Web約款（弊社ホームページで閲覧いただく方法）」または「冊子での送付」をご選択ください。
詳しい補償内容については「特殊な団体傷害保険の約款」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-650-350

受付時間：平　日 午前9時～午後6時
土日祝 午前9時～午後5時（年末・年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

注意喚起情報

ナビダイヤル **0570-022808** 通話料有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平　日 午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：
24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。
上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。

Insurance for the Earth
東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。

A14-85300（4）改定202505
0701-GJ05-15029-202501